

磐田市地域防災計画 ー修正案の概要ー

(平成 30 年 3 月 20 日／磐田市総務部危機管理課)

磐田市地域防災計画（一般災害対策編、地震・津波災害対策編、原子力災害対策編）の修正案の概要は、次のとおりである。

1 法律の改正・国の防災基本計画の修正等に伴うもの

- (1) 水防法及び土砂災害防止法の改正に伴う修正等（一般災害対策編）
 - 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）の作成及びこれに基づく避難訓練の実施の義務化について記載する。また、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）に避難確保計画の作成を指示できるとともに、正当な理由がなく指示に従わなかった場合に、その旨を公表することができることを記載する。（水防法第 15 条の 3、土砂災害防止法第 8 条の 2）
 - 要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成及びこれに基づく避難訓練の実施状況等を定期的に確認することを記載する。
 - 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における避難確保計画に関する記載内容を整理する。（水防法第 15 条、第 15 条の 2、第 15 条の 3 及び第 15 条の 4、土砂災害防止法第 8 条及び第 8 条の 2）
- (2) 災害対策基本法の改正に伴う修正（一般災害対策編）
 - 大規模災害時に迅速に道路啓開を進めるため、道路管理者に付与されていた放置車両を移動できる権限が、港湾管理者及び漁港管理者にも付与されたため、その旨を記載する。（災害対策基本法第 76 条の 6）
- (3) 防災基本計画の修正に伴うもの（一般災害対策編、原子力災害対策編）
 - 避難情報が発令された場合の避難地への移動に係る語句の変更による修正
 - 市庁舎が被災したとしても、避難行動要支援者名簿情報が活用できるよう適切に保管することを記載
 - 物資調達について、要配慮者等のニーズの違いに配慮することを記載
 - 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮することを記載
 - ボランティアの受入れ体制について、(福) 県社会福祉協議会及び県ボランティア協会等と連携を図ることを記載
 - 原子力災害と自然災害が複合して発生した場合における県独自の判断による避難指示を行うことができることを記載

2 静岡県地域防災計画の修正に伴うもの

- 熊本地震のような活断層型の地震を災害発生状況調査の対象に追加（一般災害対策編）
- 県と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう災害情報の提供に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を推進することを記載（一般災害対策編）
- 福祉避難所と2次的避難所の定義を明確にするるとともに、その指定や確保等に関する内容を記載（一般災害対策編、地震・津波災害対策編）
- 地震防災緊急事業五箇年計画（第4次から第5次）の期間延長による修正（地震・津波災害対策編）

3 津波避難対策緊急事業計画に関する修正

- 避難路整備事業の遅延に伴い達成時期を修正（地震・津波災害対策編）

4 資料編への掲載

- 新規作成の計画を資料編に追加掲載する。
 - ・磐田市原子力災害広域避難計画

5 その他時点修正等に伴うもの

- (1) 指定地方行政機関の名称変更、指定地方行政機関の規則変更等による修正（一般災害対策編）
- (2) 原子力災害対策指針の改正に伴う語句の修正（一般災害対策編）
- (3) 時点修正等（一般災害対策編、原子力災害対策編）
- (4) 用語の変更に伴う修正、字句の修正、誤字の修正など

1 法律の改正・防災基本計画の修正等に伴うもの

(1) 水防法及び土砂災害防止法の改正に伴う修正

○一般災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第2章 災害予防計画	第2節 河川災害予防計画	<p>○水防法第15条（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）第1項、第2項及び第3項の規定を(1)から(3)までに振り分け、記載内容を整理する。</p> <p>○水防法第15条の3（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）の規定を追加し、記載内容を整理するとともに、当該施設に対する避難確保計画の作成及びこれに基づく避難訓練の実施を努力義務から義務に改められたことを記載する。</p> <p>○現在のところ市内に対象施設のない地下街等、大規模工場等にかかる計画の作成等に関する記述を削除し、記載内容を整理する。</p>	P2～P4
	第6節 土砂災害防除計画	<p>○土砂災害防止法第8条（警戒避難体制の整備等）の規定に合わせて、記載内容を整理する。</p> <p>○土砂災害防止法第8条の2（要配慮者利用施設の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）の規定を追加し、記載内容を整理するとともに、当該施設に対する避難確保計画の作成及びこれに基づく避難訓練の実施が義務付けられたことを記載する。</p>	P4～P6
	第24節 要配慮者支援計画	<p>○水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成、避難訓練の実施状況等を定期的に確認することを追加する。</p>	P8

(2) 災害対策基本法の改正に伴う修正

○一般災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第3章 災害応急対策計画	第20節 交通応急対策計画	<p>○大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、これまで道路管理者には、放置車両の移動に係る権限が付与されていた。災害対策基本法が改正されたことにより、道路管理者に加えて、港湾管理者及び漁港管理者にも放置車両の移動に係る権限が付与されたことを記載する。（第76条の6）</p>	P11～P12

(3) 防災基本計画の修正に伴うもの

○一般災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第2章 災害予防計画	第17節 住民の避難誘導體制	○避難情報が発令された場合の避難地への移動に関する語句を修正する。	P 6～P 7
	第24節 要配慮者支援計画	○市庁舎が被災したとしても避難行動要支援者名簿が活用できるよう適切に管理することを記載する。	P 8
第3章 災害応急対策計画	第9章 食料供給計画	○物資調達に関する留意事項等を追加する。	P10
	第10章 衣料、生活必需品その他の物資供給計画	○物資調達に関する留意事項等を追加する。	P10～P11
	第12章 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	○応急仮設住宅入居者に対する留意事項を追加する。	P11
	第27節 ボランティア活動支援計画	○ボランティアの受入れ体制について、(福) 静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等と連携を図ることを記載する。	P12～P13

○原子力災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第3章 緊急事態応急対策	第4節 避難、屋内退避等の防護措置	○屋内退避指示が出ている中で、自然災害による緊急避難を要するときに、県独自の判断で避難指示を行うことができることを記載する。	P24～25

2 静岡県地域防災計画の修正に伴うもの

○一般災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第2章 災害予防計画	第10節 通信施設等整備計画	○孤立防止対策について、現状に合わせた内容に修正する。	P 6
	第18節 防災のための調査研究	○熊本地震等の活断層型の地震への対策や、災害発生状況の調査を自然災害全般について実施することなどを記載する。	P 7
	第24節 要配慮者支援計画	○避難行動要支援者本人の同意の取扱いに関する記述を整理する。 ○外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう災害情報の提供に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を推進することを記載する。	P 8
第3章 災害応急対策計画	第7節 避難救出計画	○福祉避難所と2次的避難所の定義を明確にするとともに、その指定や確保等に関する内容を記載する。	P 9～P10
	第23節 消防計画	○消防相互応援協定の改正に伴う修正	P12

○地震・津波災害対策編

編	章	修正要旨	新旧対照表
第2編 平常時対策	第4章 地震災害予防対策の推進	○静岡県建築基準条例の改正に伴う修正	P14～15
第3編 地震防災施設緊急整備計画	第3章 地震防災緊急事業五箇年計画	○地震防災対策特別措置法に定められている「地震防災緊急事業五箇年計画」の期間延長に伴う修正	P15
第5編 災害応急対策	第1章 防災関係機関の活動	○南海トラフ地震における静岡県広域受援計画の策定に伴う修正 ○中部電力㈱における活動概要のうち、情報提供の手段について電子通信設備の実情に沿った内容に修正する。	P16～P17
	第7章 避難活動	○福祉避難所と2次的避難所の定義を明確にするとともに、その指定や確保等に関する内容を記載する。	P17～P18
	第10章 地域への救援活動	○静岡D P A T（災害派遣精神医療チーム）の発足に伴う追加	P19

○原子力災害対策編

編	章	修正要旨	新旧対照表
第1章 総則	第1節 計画の目的	○平成28年7月8日締結の県・周辺市町・中部電力㈱の協定を反映させる。	P21

3 津波避難対策緊急事業計画に関する修正

○地震・津波災害対策編

編	章	修正要旨	新旧対照表
第3編 地震防災施設緊急整備計画	第4章 津波避難対策緊急事業計画	○避難路整備事業の遅延に伴い達成時期を修正する。（1年延長）	P16